

川崎市施設等利用費支給事務取扱要綱

31川こ保第1257号
令和元年10月1日付市長決裁

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第65条第3号から第5号までの規定に基づく施設等利用費の支給については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(施設等利用費の支給方法)

第2条 市長は、施設等利用給付認定保護者が法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等を利用した際に生じる利用料に係る施設等利用費の支給方法を市からの事後払いとし、施設等利用給付認定保護者に支払うものとする。

(額の算定)

第3条 施設等利用費の額の算定にあたっては、政令第15条の6第2項第2号及び第3号、第3項並びに第4項の定めによるものとする。

(施設等利用費の支給申請)

第4条 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用費の支給を受けようとするときは、施行規則第28条の19第1項に定める事項を記載した請求書に同条第2項に定める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項に規定する施設等利用費の支給申請は原則四半期ごととし、4月から6月までの支給申請は7月末日まで、7月から9月までの支給申請は10月末日まで、10月から12月までの支給申請は翌年1月末日まで、1月から3月までの支給申請は4月末日までに申請するものとする。

(施設等利用費の支給決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、施設等利用費の支給の可否を決定するものとし、別に定める様式により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき施設等利用費の支給を決定したときは、速やかに施設等利用費を施設等利用給付認定保護者に支払うものとし、支払方法については、口座振替払を原則とし、口座振替払が困難と認められるときは、窓口払とすることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。